

～いつまでも **健康** で、**安心** して暮らすために～
在宅福祉サービスをご利用ください



高齢者が毎日を健康でイキイキと過ごせるよう、さまざまなサービスを実施しています。その中から「在宅福祉サービス」を紹介いたします。
 問い合わせ 健康長寿課（内線471）

こんなサービスが利用できます！

※各サービスとも市民が対象です

在宅要介護高齢者介護支援金

要介護3以上の認定を受けている65歳以上の方を、在宅で介護している家族に支給します。

- 対象** 在宅要介護高齢者を常時介護していて、生計が同一の方
支給額 要介護高齢者1人につき月額5,000円
支給月 9月（4～9月分）と3月（10～3月分）

紙おむつなどに対する支援

紙おむつなどの現物支給

- 対象** 在宅で常時紙おむつなどを必要とする65歳以上の方
支給物 紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッド
上限 1人合計5パックまで/月

紙おむつなど購入費の助成

- 対象** 65歳以上で、医療機関へ入院中に紙おむつなどを使用した方、または排泄介護機器の専用紙おむつを使用している方
上限 5,000円/月

緊急時連絡システム

1人暮らしなどで緊急時の連絡が不安な方に貸与します。



- 対象**
- 65歳以上の1人暮らしまたは高齢者世帯
 - 65歳以上で世帯員の就労などにより1人暮らしと同様の状態にある方
- ※電話を所持していること、1名以上の緊急連絡先の登録が必要
- 貸与** 相談機能が付いた緊急発信ができる機器とペンダント型発信機、または携帯型の緊急通報機器

その他の在宅福祉サービス

- 訪問理美容サービス
 - 健康長寿入浴事業
 - 成年後見制度利用支援
 - 日常生活用具給付
 - 短期宿泊
 - 日常生活自立支援事業利用料金助成
 - 食事サービス
 - 歩行補助つえの交付
 - 移送サービス
 - 寝具類乾燥等
 - 徘徊高齢者等探索システム利用助成
 - 救急医療情報キット
- など



9月1日～

家具転倒防止器具給付設置事業の対象年齢を拡大します

震災時の家具転倒による被害を減らすため、家具転倒防止器具の設置が難しい世帯に、器具の給付・設置を行います。

対象

- 市内に住所があり、居住していて、次のいずれかに当てはまる世帯
- 65歳以上の方のみの世帯
 - 要介護認定4または5の方がいる世帯
 - 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯
 - 療育手帳A、AまたはBの交付を受けている方がいる世帯
 - 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯

設置の対象となる家具

たんす、食器棚、書棚など



家具転倒防止安定板を、家具の幅に合わせて家具の下に差し込むように敷きます。

※家具または家屋の状況によっては、設置ができない場合もあります

費用

- 次の全てに当てはまる場合無料
- 市の指定する家具転倒防止安定板を設置する
 - 設置箇所が4力所まで
 - 家具転倒防止安定板の長さが合計で360cmを超えない

申し込みについて

受付場所

- 健康長寿課、障害福祉課、各福祉センターなど
- ※申請時に必要な持ち物などはお問い合わせください

申請の流れ

- 申請書の提出
 ※申請者は世帯主に限る（1世帯につき1回限り）
 ※予算がなくなり次第終了
- 審査
- 給付決定
- 現場の事前確認
- 家具転倒防止板の設置

これまでは**70歳以上**の方のみの世帯が対象でしたが、**65歳以上**の方のみの世帯に拡大します！

